

市川市立東大和田保育園民営化に伴う
公私連携型保育所設置・運営事業者
募集要項

令和 3 年 6 月
市 川 市

目 次

1.	はじめに	P1
1-1.	募集目的	P1
1-2.	場所及び新園名称	P1
1-3.	計画地の概要	P1
2.	申請条件	P2-3
2-1.	定員	P2
2-2.	開園（民営化）時期	P2
2-3.	申請資格	P2-3
2-4.	公私連携型保育所に係る協定書の締結	P3-4
3.	東大和田保育園の現況について	P4-5
3-1.	施設について	P4
3-2.	施設の規模	P4
3-3.	主な保育士等の職員体制	P5
3-4.	開園時間等	P5
4.	土地の貸付等について	P5
4-1.	土地の貸付	P5
4-2.	土地の貸付料	P5
4-3.	借地権の設定について	P5
4-4.	敷地状況について	P6
5.	運営・整備等に関する事項	P6-9
5-1.	法令等の遵守	P6
5-2.	運営に関する要件	P6
5-3.	整備に関する要件	P7-9
5-4.	整備費補助及び運営費に対する委託料・補助金	P9

6.	スケジュール	P10
7.	申請手続き等について	P10-14
	(1) 募集要項の配布	P10
	(2) 質疑及び回答	P11
	(3) 事前協議	P11-12
	(4) 本申請	P12
	(5) 申請の際の注意事項	P13
	(6) 追加書類の提出	P13
	(7) 資料の取扱い	P13
	(8) 失格要件	P13-14
	(9) 本申請後の辞退	P14
	(10) 再募集について	P14
8.	視察対象保育園	P14
9.	設置・運営事業者の審査・決定方法	P15
10.	選定結果通知	P15
11.	申請書類の取扱い	P15
12.	事業者決定の取消し	P15

市川市立東大和田保育園民営化に伴う 公私連携型保育所設置・運営事業者募集要項

1. はじめに

1-1. 募集目的

本市が保有する公立保育園は、21園中20園が、建築後40年を経過しており、東大和田保育園についても、木造園の建替え目安である築50年を超えており、早急な建替えが必要とされていることから、新園舎への建替えを伴う民営化を実施いたします。

その為、現在の東大和田保育園の保育内容、保育環境等を引き継ぐ公私連携型保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8の規定により指定を受けた法人（以下、「公私連携保育法人」という。）が運営し都道府県知事に届け出た保育所をいう。以下同じ。）を整備することとなりましたので、当該公私連携型保育所を設置・運営する事業者（以下、「設置・運営事業者」という。）を募集いたします。

※公私連携型保育所とは、児童福祉法第56条の8に規定されている制度です。

詳細については法令及び【資料1】「公私連携型保育所とは」をご確認ください。

1-2. 場所及び新園名称

(1) 場所

市川市南八幡三丁目205番2（JR本八幡駅 徒歩3分）

※詳細な場所については【資料2】「位置図」を参照。

(2) 名称

新園の名称は、設置・運営事業者の決定後、保護者及び本市と協議の上決定する。

1-3. 計画地の概要

(1) 敷地面積 約800㎡

※詳細については【資料3】「測量図」を参照。

(2) 用途地域 第一種住居地域

(3) 建ぺい率 60%

(4) 容積率 200%

(5) 都市計画公園

都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条に規定する許可が必要となります。許可条件としては、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められることとされております。

ア 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

イ 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

2. 申請条件

2-1. 定員

下記を基本的な定員構成とする。ただし、申請日時点における東大和田保育園の在園児数及び新規の見込まれる入園児数を考慮し、これを超える提案についても可能とする。
また、近隣の小規模保育事業所等の卒園児の受け皿となる為の定員構成とすること。

0歳児クラス	1歳児クラス	2歳児クラス	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス
6人	15人	15人	30人	30人	30人

※内5名は障がい児を受け入れる為の枠とすること。

※特定の小規模保育事業所等を連携施設とすることは認めない。

2-2. 開園（民営化）時期

令和5年4月1日（本市を経由し、千葉県に届け出ることが前提です）

2-3. 申請資格

次の（1）～（7）の全ての要件を満たすこと。

- （1）社会福祉法人又は学校法人の法人格を有する者。

ただし、下記を除く。

①政治的な目的により設立された法人

②市川市暴力団排除条例（平成24年市川市条例第12号）に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる法人

③協同企業体等の複数法人での申請

- （2）下記施設等のいずれかについて、5年以上の運営実績を有すると本市が認める者であること、又は法人代表が現に運営している法人（社会福祉法人及び学校法人に限る）において、公立保育園民営化の実績があり、かつ、その保育園を3年以上運営していると本市が認める者であること。

①児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所（認可保育園）

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の整備及び運営に関する基準（平成26年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第1条の一及び三に規定する認定こども園を除く。

- （3）東京都、千葉県、神奈川県又は埼玉県に（2）を満たす法人が、現に運営している認可保育所等を有していること。

- （4）児童福祉法第35条第5項に定める基準をすべて満たす者

- （5）「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号（最終改正：平成26年12月12日雇児発1212第5号）厚生省児童家庭局長通知）」に示されている要件をすべて満たす者

また、直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと、又は、直近の決算期において、債務超過になっていないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれかに該当しない者
- ①法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業所税及びその他市川市税を滞納している者
 - ②社会保険料を滞納している者
 - ③手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - ④本申請日前 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (7) 本要項に定めるもののほか、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、建築基準法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、千葉県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 85 号）その他の関係法令及び通知等を遵守して公私連携型保育所を設置・運営できる者
- また、保育の実施責任者である市川市からの指導等を遵守できる者。

2-4. 公私連携型保育所に係る協定書の締結

設置・運営事業者の選定後、選定された法人は児童福祉法第 56 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本市と公私連携型保育所の設備及び運営に関する協定（以下、「協定」という。）を締結し、公私連携保育法人として指定されます。

(1) 協定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで(6 年間)

※期間満了後(令和 11 年度以降)の協定については、別途本市と協議することとします。

(2) 協定内容

児童福祉法第 56 条の 8 第 2 項の規定より、次に掲げる内容を締結します。

- ① 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- ② 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項
- ③ 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置等
- ⑥ その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

(3) 指定の取消

公私連携型保育所の運営及び施設の維持管理等を適正に行うため、本市が行う指導・指示に従わない場合、上記期間中においても公私連携保育法人の指定を取り消すことがあります。

また、次のいずれかに該当した場合には、協定を解除し、公私連携保育法人の指定を取り消しますのでご注意ください。

- ① 本市の了承を得ずに、保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合
- ② 本市の了承を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所を協定に定める保育その他の事業以外の用途に供した場合
- ③ 本市の了承を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所の用地及び建築物の形状を変更した場合
- ④ 園舎を第三者に貸し付け、又は譲渡した場合
- ⑤ 本市の了承を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所の用地に建築物を建築

- し又は工作物を設置した場合
- ⑥ 公私連携保育法人としての地位、事業、債権その他の公私連携保育法人としての権利を譲渡し、又は放棄した場合
- ⑦ その他、協定に反する行為、不履行その他背信となる行為を行ったと本市が判断した場合

3. 東大和田保育園の現況について（令和3年5月1日時点）

3-1. 施設について

施設種類	保育所			
施設名称	市川市立東大和田保育園			
所在地	市川市東大和田2丁目6番2号			
職員数	33人			
認可年月日	昭和44年12月1日			
利用定員	3号認定			
	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	6人	15人	15人	36人
	2号認定			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	25人	29人	30人	84人
運営方針等	①保育理念 児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し心身共に健やかに育つよう努める。 ②子ども像 ・健康な子ども ・社会性のある子ども ・意欲的な子ども ・創造できる子ども ③保育方針 ・乳幼児期にふさわしい環境の中で、一人ひとりがよりよく生きようとする力の基礎を培う。 ・入園する子どもの保護者への支援と地域の子育て支援を行う。			

3-2. 施設の規模

敷地	面積	1,010 m ²		
建物	木造 2階建	延床面積	548.07 m ²	
施設の内容	乳児室	2室	面積	72.05 m ²
	保育室	4室	面積	214.48 m ²
	調理室		面積	22.36 m ²
	園庭		面積	541.72 m ²

3-3. 主な保育士等の職員体制

職名	人数
施設長	1人
主任保育士	1人
保育士	13人
看護師	1人

3-4. 開園時間等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
開園時間（カッコ内は土曜日）	7時15分～19時15分 （7時15分～17時30分）
原則的な保育時間（カッコ内は土曜日）	9時～17時（9時～12時）
保育標準時間認定を受けた方の最大利用可能時間	7時30分～18時30分
保育短時間認定を受けた方の最大利用可能時間	9時～17時
休園日	年末年始（12月29日～1月3日） 及び日曜日・祝日

4. 土地の貸付等について

4-1. 土地の貸付

市が設置・運営事業者に貸し付けます。

4-2. 土地の貸付料

賃料については、固定資産税額及び都市計画税額に基づいて決定され、土地の引渡日から発生します。

【参考】

令和3年度公租公課相当額で試算した場合

年額 1,700,000円程度

※ 上記の試算額は参考であり、正式な金額は固定資産税額、都市計画税額の確定及び測量後の貸付面積により定めます。

※ 固定資産税額及び都市計画税額の見直しが図られ、額に変動が生じた際、賃貸借期間であっても変更が生じます。

4-3. 借地権の設定について

事業用定期借地権での賃貸借契約の締結が必要となります。

なお、契約及び登記に要する費用は設置・運営事業者負担となります。

貸付期間：令和5年4月1日から令和35年3月31日まで(30年間)

※新園舎の建設期間についても、別に賃貸借契約を結ぶ予定です。

4-4. 敷地状況について

- ① 計画地の引渡し日は、設置・運営事業者の決定後、協議の上、決定します。

事業用定期借地権契約締結前の工事期間中等の貸付については、別途貸付条件を定めて契約を締結します。引渡し後、計画地境界部にはフェンス等を設置し、当該敷地を設置・運営事業者の責任において管理してください。

また、当該敷地内に設置してある工作物等（防草シート含む）は設置・運営事業者の責任により、撤去・処分してください。

- ② 必要な電力、ガス、水道、通信等の引込みについては、関係事業者と協議の上、設置・運営事業者の負担において、適正に整備してください。

※施設の設計を行う場合、これらを考慮し、市の関係部署と調整を行った上で施設設計をお願いします。

5. 運営・整備等に関する事項

設置・運営に関する事項は、以下の 5-1～5-4 に定めるものとしますが、これらの事項に加え、保育内容に関する提案に基づき、公私連携型保育所を設置・運営していただきます。

なお、本要項において定めのない事項については、市と協議することとします。

5-1. 法令等の遵守

以下の法令等を遵守するものとします。

- (1) 児童福祉法
- (2) 千葉県が定める児童福祉の施設及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 千葉県が定める保育所設置認可に関する審査基準（平成 25 年 6 月 1 日施行）
- (4) 千葉県が定める保育所設置認可等に関する要綱（平成 25 年 6 月 1 日施行）
- (5) 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年市川市条例第 14 号）
- (6) 市川市保育のガイドライン
- (7) 本募集要項に定める事項
- (8) 公私連携型保育所に係る協定書
- (9) 保育委託に係る協定書
- (10) 東大和田保育園 運営仕様書
- (11) 東大和田保育園引継ぎ保育仕様書
- (12) 上記のほか、建築基準法、都市計画法、都市公園法、消防法、その他の関係法令及び通知等

5-2. 運営に関する要件

運営に関する要件については、別に定める「東大和田保育園運営仕様書」によるものとします。

5－3．整備に関する要件

I．施設及び設備

P 6 「5－1. 法令等の遵守」における（２）～（４）に記載の千葉県条例等を遵守するほか、下記の（１）～（13）によるものとします。

- （１）安全な屋外遊戯場（屋上園庭を含む）を同一敷地内に確保すること。
ただし、上記の屋外遊技場が認可基準を満たさない場合は、下記のとおり対応すること。
 - ①「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）」に基づき代替地となる公園等を指定すること（ただし、管理者の了解を得ること）。
 - ②代替地は、公私連携型保育所から概ね300m以内に所在し、かつ便所・水飲場・手洗場が設置されていることを原則とする。
 - ③園児の移動に際して安全が確保できるよう十分に配慮すること。
 - ④代替地を他の保育園等も利用している場合は、利用時間の調整等を行うこと。また、代替地が公園等の場合、他の利用者がいることに十分配慮すること。
 - ⑤代替地を指定する場合であっても、保育園の敷地内に可能な限りプール遊びができる環境を確保するよう努めること。
- （２）屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、「児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を遵守すること。
- （３）利用者のニーズを考慮した駐輪場及びベビーカースペースの設置をすること。
食材搬入車や緊急車両のための緊急時駐車スペースを1台分整備すること。
- （４）年中行事を行う際等の室として、遊戯室などの余裕スペースを整備すること。
- （５）調理員専用の便所の設置に努めること。やむを得ず設置ができない場合は、手洗い設備を設けた前室を必置とする。
- （６）児童が使用する便所と調理員が使用する便所を同室に設置しないこと。
- （７）ほふく室及び保育室には児童が使用する手洗い器を設置すること。
- （８）上記のほか、衛生上区画することが望ましい室等（便所、沐浴室等）については天井までである扉等で区画するなど、衛生面に配慮すること。
- （９）ほふく室及び保育室に設置する棚、ロッカー等については、転倒防止措置を施すこと。また、階段を設置する場合は転落防止策を講じること。
- （10）保育園の出入り口、フェンス等については、オートロックの扉にする等、防犯に配慮した設計とすること。
- （11）保育園の敷地周辺には、少なくとも6台以上の防犯カメラを設置（入口、勝手口、敷地四隅等）し、不審者等が現れた際には、すぐに警察や警備会社等に連絡が出来る体制を整えておくこと。
- （12）送迎、防犯面に配慮し、適切な場所に街路灯を設置すること。
- （13）隣接する八幡児童公園を代替地として利用する児童や、自治会等との地域交流で使用する為のトイレを利用者の動線を配慮して設置すること。

Ⅱ. 整備手続

都市計画法、建築基準法、消防法、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成 13 年市川市条例第 35 号）等の関係法令を遵守し、市及び関係機関と協議の上、計画的かつ適切に公私連携型保育所整備に関する手続を進めること。

Ⅲ. その他整備に関する要件

- (1) 施設及び設備の設計に際しては、関係機関と協議調整のうえ、建築基準法及び都市計画法、消防法等の法令に適合することを確認すること。
- (2) 施設整備、公私連携型保育所としての届出、開設に至るまでの準備手続については、千葉県及び市川市と十分に協議しながら進めること。
- (3) 遅くても移管（開園）日の 1 ヶ月前までに検査済証の交付を受けるよう工事工程を組むこと。
- (4) 設置・運営事業者として決定された後、申請事業者自らが、近隣住民及び在園児の保護者を対象とした公私連携型保育所整備に係る周知・説明を実施すること。
なお、近隣住民にあっては、以下の①～③のとおり実施すること。
 - ① 近隣住民への周知・説明については、設置・運営事業者として決定された後、本市と協議を行った範囲に説明を行うこと。
また、地元自治会長など地域の代表者に計画の概要を説明し、近隣住民への周知・説明の方法及び範囲の相談を行うこと。
 - ② 地元自治会長など地域の代表者から説明を行う範囲の指定を受けた場合はそれに従うこと。
 - ③ ②の説明方法及び範囲にかかわらず、保育園設置予定地に隣接する土地（隣接する土地が道路である場合は、当該道路を挟んで接する土地を含む）又は、その土地に存する建築物の所有者又はこれらの占有者に対しては、原則、戸別訪問により直接面会のうえ、計画の概要を説明すること。また、説明時には、現段階の施設図面や保育園の概要などを提示した上で、説明をすること。なお、保育園設置予定地に隣接していない土地又は建築物の所有者及び占有者であっても、説明範囲内であれば、複数回訪問するなど可能な限り直接面会し事業計画の概要を説明するよう努めること。
※隣接する建築物が集合住宅である場合は、別途協議を行います。
- (5) 近隣住民又は在園児の保護者から意見があった場合は、本市と協議の上、可能な限り施設整備及び運営計画に反映するよう努めること。
- (6) 土地の物理的瑕疵（地下埋設物等）により、不測の工事が発生した場合の費用については、本市が相当と認める範囲において、本市が負担する。
- (7) 整備に際しては、管轄の消防署及び市川保健所に相談し、指示、指摘等を受けた場合はそれに従うこと。
- (8) 建設事業者の決定については、市川市の入札手続きに準じるものとし、入札時点における市川市入札参加業者適格者名簿に市内に本店がある者として掲載されている者であり、かつ、施工規模に応じた能力のある者から、一般競争入札を実施して決定するものとする。
- (9) 工事請負や備品購入の契約等にあたり、市川市暴力団排除条例を遵守すること。
- (10) 工事期間の資材置場については、周辺地域に用地を確保すること。
- (11) 整備後、不動産の表示に関する登記や所有権など、建物に係る権利に関する登記を遅滞なく行うこと。なお、登記に要する費用は設置・運営事業者負担とする。

(12) 整備後、保護者を対象とした内覧会等の実施により、開園前に園舎を見学できる機会を設けること。

5－4．整備費補助及び運営費に対する委託料・補助金（予算は議会の議決が前提となります）

I．整備費に対する補助金

本施設整備に係る補助金については、「市川市保育所等整備交付金交付要綱」又は「市川市社会福祉法人保育所等整備交付金交付要綱」に基づき交付を予定しています。詳細は別添【資料5】をご確認ください。

II．運営費に対する委託料・補助金

運営費については、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に基づく委託費を支出します。また、市川市単独での委託費の加算又は補助の実施を予定しております。（別添【資料6】参照）

ただし、国が定める公定価格の改定等が実施された場合、委託費の加算又は補助内容に変更が生じることがあります。

III．引継ぎ・合同保育に対する委託料

別紙「東大和田保育園引継ぎ保育仕様書」に定める業務内容に対して、市が別途予算措置した額となります。

【参考】 市川市立市川南保育園民営化時の引継ぎ・合同保育に対する委託料
約 10,000,000 円

6. スケジュール

募集資料配布	令和3年6月30日(水) ～ 8月6日(金)
質疑受付	令和3年6月30日(水) ～ 7月21日(水)
質疑回答	市川市公式ウェブサイト上で回答
事前協議	令和3年8月5日(木)、6日(金) ※事前協議書の提出がない場合、本申請できません。
本申請	令和3年10月14日(木)、15日(金) ※事前協議を行っていない場合、受付できません。
申請事業者視察	申請事業者が運営する認可保育園等を視察します。 実施日時などは後日連絡します。
審査 ・書類審査 ・プレゼンテーション ・ヒアリング	令和3年12月中旬予定 プレゼンテーションの時間は 15 分程度とします。 プレゼンテーション終了後に約 1 時間半程度ヒアリングを実施します。
設置・運営事業者 決定通知	令和4年1月予定

7. 申請手続等について

(1) 募集要項の配布

配布日時	令和3年6月30日(水) ～ 8月6日(金) 平日 9:00 ～ 17:00 (土曜・日曜・祝日は除く)
配布場所	こども施設計画課 〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎 ※市川市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 郵送・FAXによる配布は行いません。 ※来庁される場合は、必ず事前にご連絡ください。

(2) 質疑及び回答

質疑者の資格	申請資格を有する者
質疑の方法	・ 質疑書（様式第5号）により行って下さい。 ・ 提出方法は、持参・郵送・メールとします。 ・ 下記期日必着とし、期限後及び不着の質問等についてはお答えできません。 ・ 回答時には、市川市公式ウェブサイト上で質問内容も公開します。
受付日時・場所	[日時] 令和3年6月30日（水）～ 7月21日（水）（必着） 平日 9:00～17:00 ※メールの場合、質疑受付最終日の午後5時で締め切ります。 [場所] こども施設計画課 〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎 TEL 047-711-3061 メール：hoikukeikaku@city.ichikawa.lg.jp
質疑に対する回答	市川市公式ウェブサイト上で随時行います。 なお、団体名及び代表者名の記入が無い質疑書には回答いたしません。質疑回答書は、この募集要項と同等の効力を有するものとしします。

(3) 事前協議

本申請を希望される場合、次に記載する提出書類及び提出が求められている書類を揃え、事前協議受付期間内に必ず事前協議を申し込んでください。なお、提出に際しては、電話予約の上、来庁をお願いします。郵送・FAX・電子データによる提出は受付ません。
※事前協議書の提出がない場合は、本申請ができませんのでご注意下さい。

※受付日時・場所は以下のとおりとなりますが、法人ごとの具体的な日時等については、電話予約時に指定いたします。	
受付日時	○事前協議期間 令和3年8月5日（木） ～ 8月6日（金） 土日・祝日を除く 9:00 ～ 16:00
受付場所	〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎 こども政策部 こども施設計画課 TEL 047-711-3061 メール：hoikukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

【提出書類】

○事前協議書提出時

	提出書類	備考・様式
1	事前協議書	・【様式第1号】
2	運営法人に係る概要調書（事前協議用）	・【様式第2号】 ・法人パンフレット又は法人の概要がわかる資料、及び運営施設一覧（運営年数、定員、事業内容、所在地、施設規模等がわかるもの）を添付すること。
3	法人代表に係る他の法人の概要調書（事前協議用）	・【様式第3号】 ・法人代表が現に運営している法人（社会福祉法人及び学校法人に限る）において、公立保育園民営化の実績があり、かつ、当該保育園を3年以上運営している場合、提出すること。
4	配置図・平面図・立面図・パース図・設置計画図	・事前協議時点で未作成の場合、後日本市が指定する期日までに提出すること ・設置計画図には、街路灯や防犯カメラ等、設置位置や数を明示すること
5	直近3ヵ年分の運営法人の決算関係書類（貸借対照表等）	・代表者の原本証明を付すこと
6	視察先施設の概要調書	・【様式第4号】

※ファイリングのうえ、1部提出してください。提出書類に不足がある場合は、受け付けません。

（４）本申請

本公募への本申請を希望する者は、事前協議書提出時に配布する「本申請提出書類一覧」に定める必要書類を全て揃え、受付期間内に必ず提出してください。なお、提出に際しては、電話予約の上、来庁をお願いします。郵送・FAX・電子データによる提出は受け付けません。

※事前協議を行っていない場合、本申請は受け付けません。

※受付日時・場所は以下のとおりとなりますが、法人ごとの具体的な日時等については、電話予約時に指定いたします。	
受付日時	○本申請期間 令和3年10月14日（木） ～ 10月15日（金） 土日・祝日を除く 9：00 ～ 16：00
受付場所	〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎 こども政策部 こども施設計画課 TEL 047-711-3061 メール： hoikukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

(5) 本申請の際の注意事項

- ① 提出書類の部数 … 原本1部、副本10部
※副本については、審査の公平を期すため、法人が特定されるような情報(法人名、園名等)を全て黒塗りのうえ提出してください。
- ② 提出書類は、表紙を付けて左綴じしてください。
- ③ 提出書類ごとに合紙等を挟み資料番号を付したインデックスを貼付し、A4のパイプ式ファイルに綴じることとします。
※提出書類に直接インデックス等を貼付しないでください。
- ④ 書類の順番は、申請書→事業計画書→本申請時の添付書類の順にしてください。
- ⑤ 提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ⑥ 本申請に関して必要な費用及び届出等の手続きに係る経費は事業者負担とします。
- ⑦ 提出書類について、原則、差替えや修正の対応は出来ません。

(6) 追加書類の提出

本市が必要と認めるときは、上記以外にも追加書類の提出を求めることがあります。

(7) 資料の取扱い

本市が提供する資料を、申請目的以外で使用することを禁じます。

また、上記の目的範囲内であっても、第三者に対して市川市の上承を得ることなくこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

(8) 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 「2-3. 申請資格」を満たしていない場合
- ② 申請に係る提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提出書類に不足・不備があった場合
- ④ 提出書類の誓約書及び承諾書の提出がない場合
- ⑤ 誓約書・承諾書に記載の内容について不履行・違反した場合
- ⑥ 公私連携型保育所における協定の締結を拒んだ場合
- ⑦ 事業計画が「5. 運営・整備等に関する事項」に合致しない場合
- ⑧ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑨ 過去3ヶ年の間に実施された、申請者が運営する児童福祉施設、認可外保育施設及び申請者の本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準又は要綱その他の関係法令及び通知等（以下「関係法令」という。）に基づく報告、質問、立入検査又は調査等（以下「監査」という。）（過去3ヶ年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果、監査実施機関から受けた指示、勧告又は命令等に従わなかった等の事案から、関係法令を遵守して公私連携型保育所を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合
- ⑩ 財務状況及び経営状況に、安定的な運営に支障が生じる恐れがあると認められる場合。
- ⑪ 民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）の適用

を受け、申請者に財産的能力がなくなつたと認められた場合

⑫ 刑事事件その他の不祥事により、申請者の信用が失墜したと認められた場合。

⑬ 次のいずれかに該当する場合

ア 申請者又は申請者の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。以下「役員等」という。）が市川市暴力団排除条例（平成 24 年市川市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、又は暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であると認められる場合又は暴力団若しくは暴力団員等が申請者の事業経営に実質的に関与していると認められる場合

イ 申請者又は申請者の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合

ウ 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合

エ 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

⑭ その他本要項及び関係法令に違反すると認められた場合

（９）本申請後の辞退

本申請をした後に辞退しようとする場合は、原則、令和 3 年 11 月 19 日（金）までに文書（任意様式）により届け出るものとします。

（10）再募集について

本申請がない場合又は、本申請した全ての申請者の評価点が基準点を越えない場合は、再募集を行います。再募集の日程は、市川市公式ウェブサイトで公表いたします。

8. 視察対象保育園

視察対象保育園については、原則、事前協議書提出書類の「視察先施設の概要調書【様式第 4 号】」の保育園としますが、他に適当と認められる施設がある場合は、協議の上、変更する場合があります。

なお、視察については、可能な限り実施いたしますが、日程等の関係上実施することが難しい場合には、当該園の状況をビデオ等で撮影していただき、それを提出すること等、視察に代わる方法をとることがあります。

9. 設置・運営事業者の審査・決定方法

審査は、「市川市公立保育園民営化に係る保育園設置・運営主体の評価に関する基準」によって設置する評価委員審査会（以下「審査会」という。）を開催し、書類審査及び各委員からのヒアリング並びに申請者が運営する認可保育園等の視察により評価を実施します。

審査会では、事業計画書の内容を明確かつ簡潔に、15分程度でプレゼンテーションしていただき、終了後、各委員1人あたり約10分程度のヒアリングを実施します。

◎審査に基づく評価及び事業者の決定方法

評価及び事業者の決定は、次のとおり実施します。

- (1) 【資料7】「市川市公立保育園民営化に係る保育園設置・運営主体の評価に関する選定評価項目表」（以下、「評価項目表」という。）に基づき評価を行う。
- (2) 評価の総合計点が最高得点の者を第一順位者とし、以降、得点が高い者から順位をつけるものとする。
- (3) 上記(2)にかかわらず、評価項目表において、大項目ごとに定める基準点を1つでも超えることができない場合は落選とする。
- (4) 本市は、第一順位者と保育所の設置・運営に関する協議を行う。この場合において、第一順位者の辞退その他の事由により協議が成立しないときは、順位の高い者から順番に協議を行うものとする。

10. 選定結果通知

結果通知は、令和4年1月頃を予定しており、文書により申請者全員（本申請後に辞退した申請者及びヒアリング等の実施日に欠席した申請者を除く。）に対して通知いたします。

また、審査結果は市川市公式ウェブサイトで公表いたします。

11. 申請書類の取扱い

市川市は、設置・運営事業者の公表等の必要な場合には、本申請書類等の内容が無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は返却いたしません。

12. 設置・運営事業者決定の取消し

設置・運営事業者の決定後であっても、上記7（8）失格要件に該当したと認められるとき、又はその他の本要項、申請内容及び関係法令等に基づいた保育園の設置・運営が行えないと判断されるときは、当該決定を取り消すことがあります。

※ 本要項に定めのない事項については別途協議をするものとします。